

指 定 通 知 書

昭和59年9月21日

葛飾区長
小日向毅夫 殿

東京都公安委員会



銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第1項の規定に基づき、
下記の射撃場を指定射撃場として指定する。

名 称	葛飾区総合スポーツセンター体育館 エア-ライフル射撃場
所 在 地	東京都葛飾区奥平7丁目1番1号
指 定 番 号	第 36 号
射撃場の区分	空気銃(覆道式)射撃場
使用できる銃砲	空 気 銃
使用できる実包	空気銃鉛弾(口径5.5mm以下)
備 考	